

産後ケア事業のご案内

どんなお悩みも、まずはお気軽にお電話ください！

授乳がうまくいかない・・・
どうしたらいいの？

なんで泣くの？
・・・私も泣きたい

安心できる場所で
じっくりと育児のことや
自分の体と向き合いたい・・・

このやり方で
合ってるのかな？



長与町役場 子育て政策課
(子ども家庭センター)

☎095-801-5881

平日 8:45~17:30

手伝ってくれる人、
頼れる場所がなくて
不安・・・



| 産後ケア事業 | | | |
|--------------|--|-----------------------|-------------|
| 対象 | 長与町在住の出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とするもの | | |
| 内容 | 母子の保健指導、授乳指導(乳房マッサージ含む)、母の療養上の世話、 心理的ケア・カウンセリング、育児指導、サポート 等 | | |
| 種類 | ショートステイ(宿泊型) | デイケア(デイサービス型) | アウトリーチ(訪問型) |
| 利用料 | 母子利用(1泊2日) 1,500円 母のみ利用(1泊2日) 600円 <small>※生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料です。</small> | 無料 | 無料 |
| 利用回数 利用制限 | 2泊3日まで | 5回まで | 2回まで |
| | | ※デイケアとアウトリーチを合わせて5回まで | |
| | | 1回につき4時間まで | 1回につき2時間まで |

※食費等別途料金がかかります。

【産後ケアの利用方法】

①施設と利用者間で予約日を調整する。

※R8年度～産後ケア事業の広域化に伴い県内であればどちらの施設でもご利用いただくことができますが、一部利用できない施設もございますので、各施設にお問い合わせください。

②長与町に産後ケア事業の利用申請を行う。(事前申請が必要です)

★申請方法★

電子申請 or 役場子ども政策課窓口にて「申請書」の提出をお願いします。

※利用日の5日前までの申請が必要です。5日以内に利用する場合は
役場にご相談ください。

電子申請は
こちら→→



③施設にて産後ケアを利用する。

※母子手帳の持参をお願いします。

※必要物品や食費等は利用施設にご確認ください。

※利用のキャンセルや利用日の変更がある場合は、利用施設および役場子ども政策課に連絡をお願いします。

④料金の支払い

※ショートステイの利用料は、利用施設に直接支払いをお願いします。